

## 練習問題

以下は平成 28 年の予備試験憲法の問題である。

A市は、10年前に、少子化による人口減少に歯止めをかけるためA市少子化対策条例（以下「本件条例」という。）を制定し、それ以降、様々な施策を講じてきた。その一つに、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供したり、結婚相談に応じたりする事業（以下これらを「結婚支援事業」という。）を行うNPO法人等に対する助成があった。

しかし、A市では、近年、他市町村に比べ少子化が急速に進行したため、本件条例の在り方が見直されることになった。その結果、本件条例は、未婚化・晩婚化の克服と、安心して家庭や子どもを持つことができる社会の実現を目指す内容に改正され、結婚支援事業を行うNPO法人等に対する助成についても、これまで十分な効果を上げてこなかったことを踏まえ、成婚数を上げることを重視する方向で改められた。これに伴い、助成の実施について定めるA市結婚支援事業推進補助金交付要綱も改正され、助成に際し、「申請者は、法律婚が、経済的安定をもたらし、子どもを生みやすく、育てやすい環境の形成に資することに鑑み、自らの活動を通じ、法律婚を積極的に推進し、成婚数を上げるよう力を尽くします。」という書面（以下「本件誓約書」という。）を提出することが新たに義務付けられた。

結婚支援事業を行っているNPO法人Xは、本件条例の制定当初から助成を受けており、助成は活動資金の大部分を占めていた。しかし、Xは、結婚に関する価値観は個人の自由な選択に委ねるべきであるから、結婚の形にはこだわらない活動方針を採用しており、法律婚だけでなく、事実婚を望む者に対しても、広く男女の出会いの場を提供し、相談に応じる事業を行っていた。このため、Xは、改正後の本件条例に基づく助成の申請に際し、本件誓約書を提出できず、申請を断念したので、A市からの助成は受けられなくなった。

そこで、Xは、A市が助成の要件として本件誓約書を提出させることは、自らの方針に沿わない見解を表明させるものであり、また、助成が受けられなくなる結果を招き、Xの活動を著しく困難にさせるため、いずれも憲法上問題があるとして、訴訟を提起しようとしている。

〔設問〕 Xの立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。なお、条例と要綱の関係及び訴訟形態の問題については論じなくてよい。

## 練習問題

### 問題分析講座（憲法）

#### 問題

上記平成 28 年の予備試験問題のうち、本件条例の現在の目的・手段が記載されている部分、原告の主張・被告の主張が記載されている部分を指摘せよ。該当する記載がない場合には該当なしと答えよ。

#### 解答

本件条例の現在の目的

（ ）

現在の手段

（ ）

原告の主張

（ ）

被告の主張

（ ）

## 練習問題

### 条文抽出講座（憲法）

#### 問題

平成 28 年予備試験の憲法の問題をもとに、原告として憲法何条の何の権利をもとに主張を展開するかを記載せよ（複数ある場合には全て指摘せよ）。また、問題文のどの文言を元にそのように判断するかを答えよ。

#### 解答

原告が主張する憲法の条文

（）

そのように判断する根拠となる問題文の文言

（）

## 練習問題

### 答案構成講座（憲法）

#### 問題

平成 28 年予備試験の憲法の問題をもとに、答案構成をせよ。その際、以下の書き方のパターンにならない、ナンバリングの例に基づいて行うこと。

#### 人権の書き方パターン

- (1) そもそもどのような原告の権利が侵害されているのか
- (2) その権利は憲法上保護される権利なのか
- (3) 保護されるとしてどの程度重要な権利なのか
- (4) そうした権利に対する制約はどの程度されているのか
- (5) 合憲・違憲はどのように判断されるのか（違憲審査基準）
- (6) 問題文を違憲審査基準にあてはめる（あてはめ）

あなたの答案構成（以下に埋めていくこと）

#### 第 1 原告の主張

- 1 *（問題提起）と（人権保障の有無）*
  
- 2 (1) *（人権の重要性）と（制約の程度）*  
  
(2) *違憲審査基準*

#### 3 *原告の結論*

#### 第 2 被告の反論と私見

- 1 *被告の反論*
  
- 2 *私見*